

テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、 エアコンはリサイクル義務品です

環境課

内線553

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行により、家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）は、処分する際にリサイクルすることが義務付けられました。

町及び美化センターではこれらの4品目の収集、処理は行なっていませんので、美化センターに直接搬入しても引き受け出来ません。

ご注意ください。

処分方法は次のとおりですが、いづれもリサイクル料、運搬料がかかります。

○新しい家電製品に買い替える場合や、購入した販売店がわかる場合は、その販売店で引き取ります。

○購入した販売店がわからない、遠方のため持って行けないなどといった場合は、環境課にお問い合わせください。

町ホームページ 「バナー広告」募集

地域政策課（電算室）

内線239

町ホームページは、月平均トップページ約2万1千件、ライブカメラページ約2万6千件とアクセス数が多く、町民のみなさんを中心に宣伝効果が期待できる広告媒体です。企業や商品のPRなどに是非ご活用ください。

【掲載場所】

トップページ右側・ライブカメラページ右側
※各ページの掲載位置は申込み順です。

【空き状況（※1月15日現在）】

トップページ(2枠)・ライブカメラページ(8枠)
※1枠規格

サイズ(縦45×横120ピクセル)、容量(5KB以内)、画像データ(GIF形式(アニメ可))

【掲載料】月額5,000円

※4月1日から料金改定予定です。

【掲載期間】

1か月単位とし、最長12か月

【申込方法】

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/bannar/bannar01.html>

企画展 「46億年 地球のしごと」 ～地質写真家が見た世界の地形～

神奈川県立生命の星・地球博物館 ☎21-1515

【期間】2月22日(日)まで

【開館時間】9:00～16:30

(入館は16:00まで)

【休館日】毎週月曜日・2月12日(木)

【観覧料】無料(常設展は別料金)

<http://nh.kanagawa-museum.jp/index.html>

スプリングトーク 未体験な感動へご招待

即興劇団 プレイバックス
スプリングトーク実行委員会・小田原市地域政策課 ☎33-1725

“ひろがれ！わたしの心”

ニューヨーク生まれの即興劇

スプリングトークは男女共同参画社会づくり啓発イベントです。

【日時】3月1日(日)14:00～15:30

【会場】生涯学習センター けやき

【申込み】先着200人(保育あり、事前申込)

【入場】無料

外壁・屋根の塗替えや 建替えには届出が必要です

都市計画課

内線534

本町では、建築物の色彩やデザイン、高さなどの基準を定めた景観法による景観計画が施行されています。皆さんが家を建てたり、増改築や、塗替えなどを行う場合、この景観計画の基準を遵守し、一定規模以上行う場合には都市計画課へ届出が必要です。※特に塗替えをする場合には50㎡(温泉場地区では10㎡)を超えるものから届出が必要です。ご注意ください。

【届出が必要な規模】(一部抜粋)

・家などを建てる場合

延床面積が150㎡(温泉場地区では10㎡)を超えるもの、または3階建て以上

・外壁や屋根を塗替える場合

塗替える部分の面積の合計が50㎡(温泉場地区では10㎡)を超えるもの
※温泉場地区とは、観光会館から不動滝までの商業地域の用途が指定されている区域

★詳しくは、都市計画課にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/toshikeika-index.html>

教育委員会定例会の おしらせ

学校教育課

内線821

2月の教育委員会定例会を次のとおり開催します。

【日時】2月19日(木)14:00～

【会場】分庁舎 3階305会議室

※傍聴される方は、学校教育課までご連絡ください。

予備自衛官補採用試験

自衛隊小田原地域事務所 ☎24-3080

・自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所要の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。**働きながら、社会に貢献できます。**

・一般公募(後方地域での警備要員など)と技能公募(語学要員、医療従事者)を設けます。

【応募資格】平成21年7月1日現在(一般)18歳以上34歳未満の方
(技能)18歳以上保有特技によって53～55歳未満の方

【受付期間】4月13日(月)まで

【試験】4月18日(土)～20日(月)
のいずれか1日

【手当】日額7,900円

野鳥などに異常が 認められたら

環境課

内線551～553

野鳥も飼われている鳥と同様に、さまざまな原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうことがあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にもさまざまな寄生虫を持っていることがあります。

野鳥が死んでいるのを見つけた時には、死亡した鳥から細菌や寄生虫に感染しないよう、素手で触らず、ビニール袋に入れて封をしていただく、一般廃棄物として処分することが可能です。

万一、野鳥が密集して死んでいるのを見つけた時には、小田原保健福祉事務所(☎32-8000)または環境課にご連絡ください。